

e-Gov電子申請によるカルタヘナ法 第二種使用等拡散防止措置確認申請の しかた

令和3年1月

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）
バイオテクノロジーセンター生物多様性支援課

e-Gov電子申請とは

- 総務省が提供しているweb申請サービスで、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。
- 下記URLからアクセスして、各種申請手続を行うことが可能です。

【e-Gov電子申請】

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

大臣確認書発行までの流れ

- 利用環境を整えます
- 申請に必要な書類を準備します
- 画面操作の注意点
- 申請までの流れ
- 補正依頼が来たときの対応方法
- 審査の流れ
- 大臣確認書の受領について
- その他・お問合せ先など

利用環境を整えます

- e-Gov電子申請の利用にはいくつか準備が必要になります。電子申請ページにある「電子申請について」と「利用準備」の内容を確認し、e-Govアカウントの設定と必要なソフトウェアのインストール等を行うようお願いいたします。

【e-Gov電子申請の利用準備ページ】

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation>

The screenshot shows the 'e-Gov 電子申請' website's '利用準備' (Preparation) page. The page title is '利用準備 | e-Gov電子申請'. The browser address bar shows 'https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/prepara...'. The page content includes a navigation menu with 'トップ', '電子申請について', '利用準備', '手続検索', and 'ヘルプ'. Below the menu, there's a section titled '利用準備' with a sub-header '電子証明書が必要か確認します'. To the right, under 'パソコン環境の設定を行います', there are three numbered steps: 1. アカウントの準備 (Account preparation), 2. ブラウザの設定 (Browser settings), and 3. アプリケーションのインストール (Application installation). Each step has an icon and a brief description of what needs to be done.

【ご注意ください】

- ✓ 経済産業省へのカルタヘナ法の第二種使用等に関係する申請では、「**電子証明書**」は**不要**です。代わりに経済産業省（及びNITE）から申請前までに知らされる「**個別認証情報（利用ID、パスワード）**」が**必要**になります。
- ✓ また、GビズIDや他認証サービスのアカウント等は使用できません。**必ずe-Govアカウントを設定する**必要があります。

利用環境を整えます

- 作成したe-Govアカウントでマイページへのログインができれば、下記e-Gov電子申請のご利用ガイドを確認し、申請手続を行うようお願いいたします。

【e-Gov電子申請のご利用ガイド】

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/>

【ご注意ください】

- ✓ e-Gov電子申請アプリケーションは事前の予告なく更新される場合があります。マイページへのログイン時に下記表示が出たら、メッセージの指示に従って新しいアプリケーションをインストールするようお願いいたします。



OKを押すとダウンロード
サイトが表示されます

利用環境を整えます

【マイページの画面例】

- e-Govマイページにログインすると、以下のような画面が表示されます。以降のページでは、経済産業省におけるカルタヘナ法第二種申請に関連した手続の検索及びブックマークの設定と基本情報管理について簡単に説明いたします。

The screenshot displays the e-Govマイページ interface. At the top, there is a header with the e-GOV logo and the text '電子申請'. To the right of the header, it shows '前回ログイン 2020年12月2日 09:44', 'お問合せ', 'ヘルプ', and a user profile icon with 'ログイン名'. Below the header is a navigation bar with tabs: 'マイページ' (selected), '手続検索', '手続ブックマーク', '申請案件一覧', 'メッセージ', and '基本情報管理'. The main content area features three notification boxes: '申請案件に関する通知' (0 items), '手続に関するご案内' (0 items), and '公文書' (0 items). Below these is a section for '手続ブックマーク' with a message: '「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。' and a right arrow. The '直近の案件' section is partially visible, showing a table header with columns: 'ステータス', '到達番号', '法人名', '申請者氏名', '手続名称', and '到達日時'.

利用環境を整えます

【手続検索】

- マイページへログイン後、e-Gov電子申請の「手続検索」から、経済産業省のカルタヘナ法関連手続を検索することが可能です。



- 電子申請アプリの「手続検索」を選択肢、中ほどの「手続件名から探す」で、「カルタヘナ法」又は「対象となる手続名」を入力して検索することが可能です。



【対象となる手続名】

- ✓ 第二種使用等拡散防止措置確認申請書
- ✓ 第二種使用等拡散防止措置確認申請書記載事項変更届
- ✓ 包括確認申請手続きの利用に係る遺伝子組換え生物等の使用実績等報告届
- ✓ GILSP告示への掲載希望届

利用環境を整えます

【ブックマークへの登録】

- e-Gov電子申請の「手続検索」から、経済産業省のカルタヘナ法関連手続を検索し、結果表示中にあるブックマークボタンをクリックすると、マイページのトップ画面に3件まで表示することが可能です。
- マイページのブックマークタブから表示の順番を編集することが可能です。詳細については下記webページでご確認ください。

【手続ブックマークの使い方】

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/bookmark/>

The screenshot shows a list of four items on the e-Gov portal, each with a 'ブックマーク' (Bookmark) button highlighted in a red box. The items are:

- GILSP告示への掲載希望届**: 経済産業大臣の確認を受けた遺伝子組換え生物等の宿主及びベクター並びに供与核酸についてGILSP告示への掲載を希望する場合、「GILSP告示への掲載希望届」を提出してください。 (Individual authentication required)
- 包括確認申請手続きの利用に係る遺伝子組換え生物等の使用実績等報告届**: 包括確認申請手続きの利用者は、年度末終了後速やかに使用実績等の報告を行う必要があります。また、使用する供与核酸がGILSP基準に該当することについて経済産業省に事前の確認を求めることが可能です。本手続きは、これらに係る使用実績等報告届の提出に関するものです。 (Individual authentication required)
- 第二種使用等拡散防止措置確認申請書記載事項変更届**: 経済産業大臣の確認を受けた遺伝子組換え生物等の産業目的での第二種使用等に係る拡散防止措置の確認申請書に記載された情報を変更する際の届出に関するものです。 (Individual authentication required)
- 第二種使用等拡散防止措置確認申請書**: 経済産業省所管農産物の事業者が、遺伝子組換え生物等を産業目的で拡散防止措置を執って使用等（第二種使用等）するにあたって、拡散防止措置が法令で定められていない場合には遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、「カルタヘナ法」）第13条第1項に基づく経済産業大臣による拡散防止措置の確認を受ける必要があります。本手続きは、左記大臣確認の申請に関するものです。 (Individual authentication required)

【ご注意ください】

- ✓ 利用手続の検索は、e-Gov電子申請のwebページでも可能ですが、マイページへの登録などはできません。申請を頻繁に行う場合などはマイページにログインしてから検索し、ブックマークへ登録することをお勧めします。

利用環境を整えます

【ブックマーク登録後のマイページ画面例】

- 前ページまでのブックマークの設定を行うと、マイページに登録した手続き名が表示されます。このまま申請に進むことも可能ですが、基本情報管理について簡単に説明いたします。



この部分が新たに登録されたブックマーク（3件まで表示）
各案件名をクリックすると申請手続に進むことができます。

利用環境を整えます

【基本情報管理】

- e-Gov電子申請の「基本情報管理」から、申請者情報、連絡先情報をそれぞれ登録（複数件登録可能）しておくことにより、電子申請操作を効率よく進めることが可能です。



- 詳細については下記webページでご確認ください。

【基本情報を管理する】

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/basic-info/>



The screenshot shows the '基本情報管理' page. It has a header '基本情報管理' and two input fields: '申請者情報管理' and '連絡先情報管理'. At the bottom, there is a 'キャンセル' button.

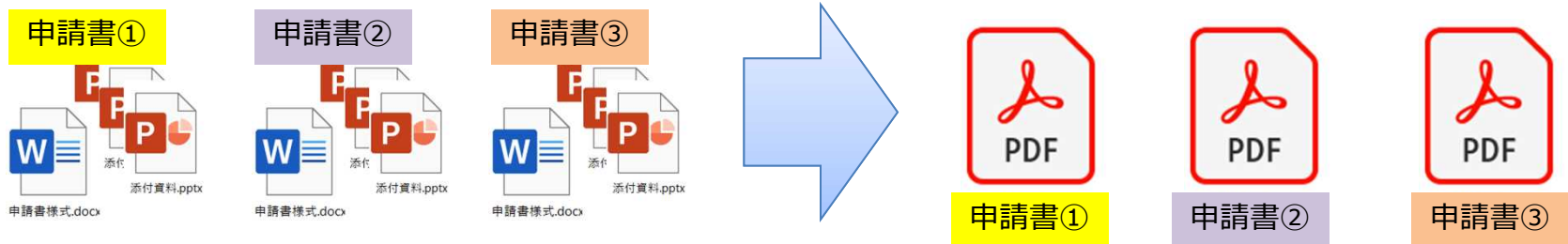
【ご注意ください】

- ✓ 登録する情報が「法人」の場合、**法人番号が必須入力項目**となります。このため、個別に法人番号を持たない組合等の組織や、地方自治体等に所属する研究機関などについては「個人」で登録や申請を行うようお願いいたします。

申請に必要なものを準備します

【申請に必要なものは以下の2点です】

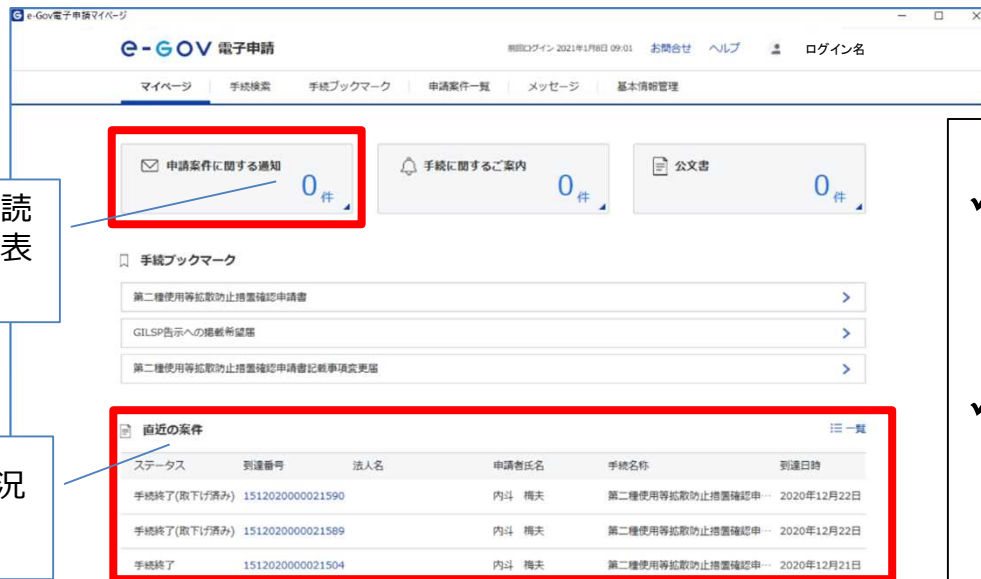
- NITEからe-Gov申請するように連絡された後に、社内決裁を終えた申請書類の電子媒体
 - 申請書の表紙には**日付の記入**だけするようお願いいたします。
 - 電子申請の場合、表紙への**代表者印（公印）**又は代表者自筆の署名は**不要**となります。
 - 申請をする際には**1つの申請毎に1つのファイルにまとめてください**。
(印刷する場合と同様の構成になります。複数申請の場合で共通する添付ファイルがあるも申請書毎に添付する必要があります。)



- NITE（又は経産省）から申請前に知らされる「個別認証情報」の利用ID及びパスワード
 - 個別認証IDは基本的に**1つの事業所に1つ付与**されます。申請担当者の変更などの場合も同じ事業所であれば引き継いで利用していただくことになります。
 - この**個別認証情報が代表者印の代わり**となります。

画面操作の注意点

- 申請の際の情報は基本的にe-Gov電子申請のマイページに表示されます。このため、定期的にマイページにアクセスして、経済産業省からの通知が来ていないか確認するようお願いいたします。



この部分に未読通知の件数が表示される

申請内容の状況を表示

【エラー画面例】

このほか「画面の有効期間が切れています」、「システムエラーが発生しました」などの表示が出る場合があります。

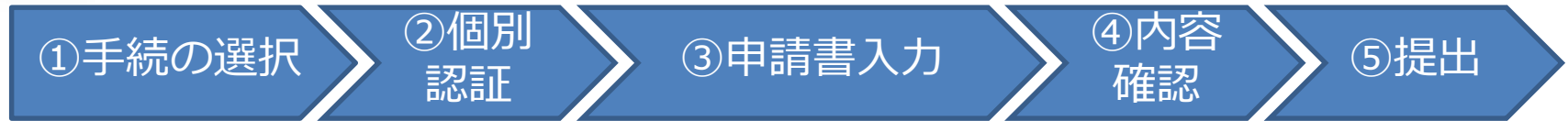


【ご注意ください】

- ✓ 表示は自動更新されませんので、「マイページ」をクリックして更新してください。
- ✓ ログイン後にある程度の時間を経過するとエラーが発生する場合があります。この場合は再度ログインをしてください。

※メールによる通知設定もできますが、通知が届かなかったり遅れたりすることもあるので、マイページで確認の方が確実です。

申請までの流れ



【各項目の内容は以下の通り】

① 手続の選択

- ✓ ブックマークした手続、若しくは手続検索から、申請や届出をしようとする手続を選択します。（第二種拡散防止措置確認申請書、GILSP告示への掲載希望など）

② 個別認証

- ✓ NITE（又は経産省）から申請前に知らされる「個別認証情報」を入力します。

③ 申請書入力

- ✓ 基本情報の設定（申請者情報、連絡先情報の入力）
- ✓ 申請書情報（申請様式の作成日の入力、申請者情報の確認、書類の添付、提出先の選択など）

④ 内容確認

- ✓ 入力情報に間違いがないかの確認を行います。

⑤ 提出

- ✓ 提出後の情報に誤りがないか確認します。

申請までの流れ

① 手続の選択

② 個別
認証

③ 申請書入力

④ 内容
確認

⑤ 提出

- マイページにブックマークした手続、若しくは手続検索から、申請や届出をしようとする手続を選択します。



手続ブックマークのリンク、
若しくは手続検索で検索して、必要
な手続ページに進みます

第二種申請の画面例



画面右下の「申請書入
力へ」ボタンを押し、
個別認証に進みます

※e-Govマイページの使い方はこちらのリンクからご確認ください。
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/>

申請までの流れ



- NITE（又は経産省）から申請前に知らされる「個別認証情報」を入力します。

個別認証 | e-Gov電子申請

e-GOV 電子申請

個別認証

申請・届出に必要な情報を入力してください。

ユーザID
C200000000

パスワード

キャンセル OK

各項目を入力し
OKを押します

【ご注意ください】

- ✓ 個別認証IDは原則 1つの事業所に 1つ付与されます。申請担当者を変更される場合も同じ事業所であれば引き継いで利用していただくことになります。
- ✓ この個別認証情報が代表者印の代わりとなるため、申請書への代表者印、公印等の押印や代表者の署名は不要となります。

※同じIDを引き継いで使用していただくため、社内での管理には十分にご注意ください。

申請までの流れ

① 手続の選択

② 個別
認証

③ 申請書入力

④ 内容
確認

⑤ 提出

- 申請の基本情報のうち、「申請者情報」及び「連絡先情報」については、e-Gov電子申請のマイページで「基本情報管理」に情報を入力しておけば、自動的に必要な情報が入力されます。

申請書入力 | e-Gov電子申請

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ ログイン

申請書入力

申請内容確認

提出完了

申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

申請者情報

の氏名

申請者情報を設定

法人名 株式会社〇〇〇〇

申請者氏名 内斗 梅夫

住所 東京都渋谷区高原1-2-3

連絡先情報

の氏名

連絡先情報を設定

法人名 株式会社〇〇〇〇

連絡先氏名 〇〇 〇〇

住所 東京都渋谷区高原1-2-3

ここから編集可能

【ご注意ください】

- ✓ 基本情報管理で設定した内容は、「申請者情報を設定」から編集することが可能です。
- ✓ また、あらかじめ基本情報を設定していない場合も、「申請者情報を設定」から入力することは可能です。

※入力中にエラーが発生する場合があります。この場合は再度ログインをして、一から入力をし直してください。
(入力中のトラブルが多いため、あらかじめ基本情報管理に登録しておくことをお勧めします。)

申請までの流れ



- 申請書情報のうち、「申請する様式一覧」では、「申請書作成日」の入力が必須となります。その他の項目は基本情報の設定で入力された情報がそのまま引用されて表示されます。

申請書入力 | e-Gov電子申請

2. 第二種使用等拡散防止措置確認申請書/第二種使用等拡散防止措置確認申請書

申請・届出に関する事項を入力してください。
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

申請書作成日: [日付選択] [日] [月] [年]

申請者の情報:

名称フリガナ: [フリガナ入力]
名称: [名称入力]
住所: [住所入力]
氏名フリガナ: [フリガナ入力]
氏名: [氏名入力]
住所フリガナ: [フリガナ入力]
住所: [住所入力]

申請届出種別: [種別選択]

申請書作成日を入力
(西暦・和暦とも1バイト入力)

【ご注意ください】

- ✓ 基本情報の入力を「個人」で行った場合は、会社の名称、代表者の役職などが表示されませんが、そのままでも申請自体は可能です。

※添付ファイルの添付、提出先の選択をした後であれば、これらの項目を入力することが可能です。(申請書作成日以外は入力していなくても申請可能です。)

申請までの流れ

① 手続の選択

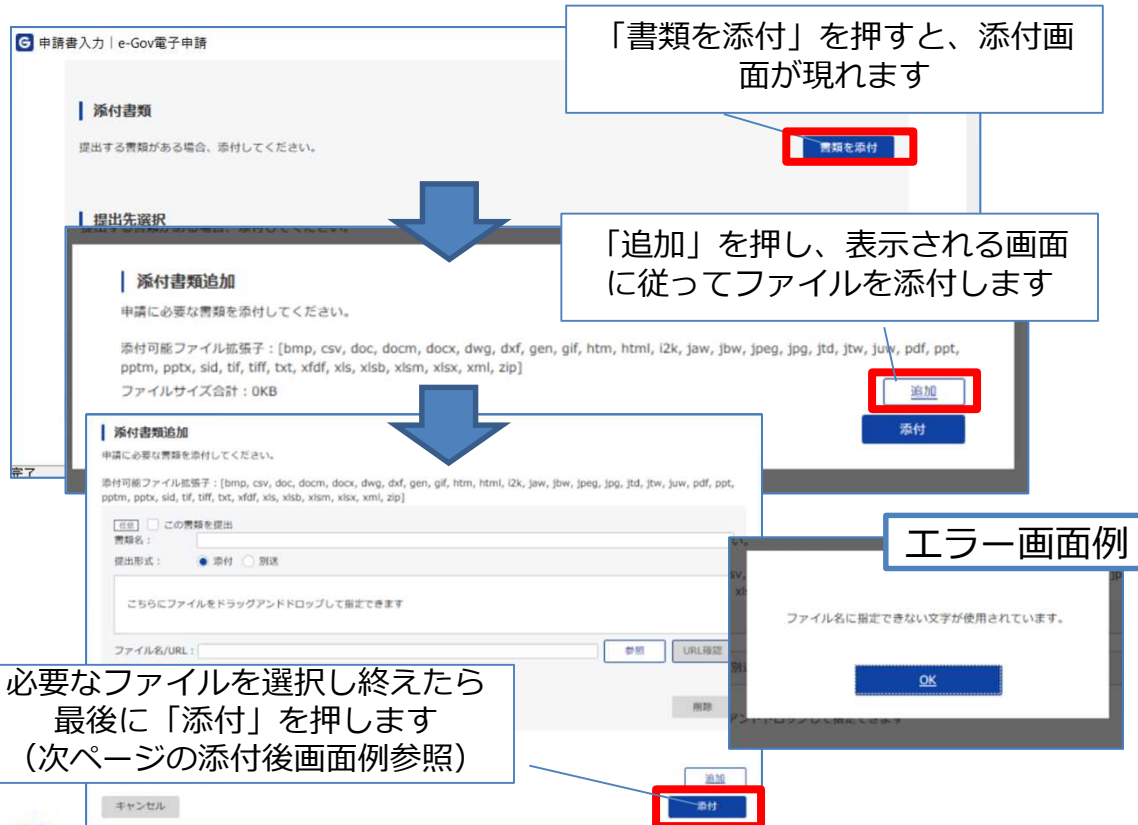
② 個別
認証

③ 申請書入力

④ 内容
確認

⑤ 提出

- 申請書情報のうち、「添付書類」については、複数の申請をまとめて添付することが可能です。（1申請につき1ファイルが望ましい。）



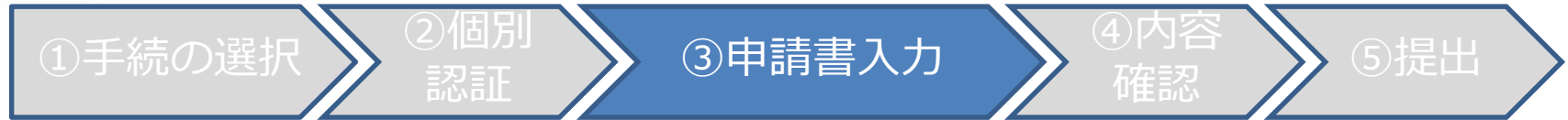
【ご注意ください】

- ✓ ファイル名に使用できない文字が含まれていると添付できません。詳細はヘルプ等で確認してください。
- ✓ 書類名は入力中の情報を一時保存する際に使用します。（なくても申請で来ます）

※ファイル名に使用できる文字については以下のURLを参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/notes/filename-letters.html>

申請までの流れ



- 申請書情報のうち「提出先選択」では、「経済産業省商務情報政策局商務・サービスG生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室」を選択します。

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

任意	申請テスト2回目_申請書本文	e-Govテスト2回目_申請書本文.pdf
任意	申請テスト2回目_別紙1	別紙1_リバーゼ作用機序.pdf
任意	申請テスト2回目_別紙2	別紙2_Addgene_VectorDatabase_pKK223-3.pdf

提出先選択

提出先の機関を選択してください

必須 提出先

キャンセル

提出先を選択

※この部分に添付ファイルが表示されます

「提出先を選択」をクリックします

提出先選択

大分類 (都道府県など) から順に提出先を選択してください。
選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。

大分類

選択してください

経済産業省商務情報政策局商務・サービスG生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室

中分類

小分類

キャンセル

設定

✓ この設定は同じ手続であれば一度選択すれば設定が引き継がれます。

大分類にあるプルダウンメニューから「経済産業省商務情報政策局商務・サービスG生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室」を選択し、「設定」を押します。

申請までの流れ



- 全ての申請書情報の入力を終わったら、右下にある「内容を確認」をクリックして、次のページで記載情報に間違いがないかを確認してください。

提出先選択

提出先の機関を選択してください。 提出先を選択

必須 提出先 経済産業省商務情報政策局商務・サービスG生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室

キャンセル 申請データを保存 一時保存して中断 **内容を確認**

入力作業の途中で「申請データを保存」若しくは「一時保存して中断」を選択して作業を中断することが可能です。

- 申請データを保存 = 使用しているパソコン内に保存
- 一時保存して中断 = e-Govマイページに保存

【ご注意ください】

- ✓ 入力内容にミスがあると次のページに遷移しません。この場合、ミスのある部分の近くにエラー表示が現れますので、画面をスクロールして確認をしてください。

※修正方法については、表示された内容に従ってください。

申請する様式一覧 プレビュー

エラー 入力エラー

第二種使用等拡散防止措置確認申請書

以下のエラーがあります。

- 月 数字、マイナス (-) 符号付き数字または小数付き数字以外が入力されています。もしくは、入力値が半角ではありません。入力内容を再度確認してください。

文書名: 第二種使用等拡散防止措置確認申請書

申請書作成日: 2020年11月10日

あて先: 経済産業大臣 貴

申請者の情報:

申請までの流れ



- 申請内容に問題がないことが確認されたら、右下の「申請書の提出」をクリックすると、申請書の提出画面に遷移します。



申請までの流れ

① 手続の選択

② 個別
認証

③ 申請書入力

④ 内容
確認

⑤ 提出

- マイページに戻ると、「直近の案件」に提出した申請が表示されます。

「到達番号」をクリックすると
申請案件情報の詳細が確認できます

ステータス	到達番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
到達	1512020000020365		内斗 梅夫	第二種使用等拡散防止措置確認申...	2020年12月3日
手続終了	1512020000019833	株式会社ないとバイオ研究所	内斗 梅夫	第二種使用等拡散防止措置確認申...	2020年11月11日

補正依頼が来たときの対応方法

- e-Gov電子申請で経済産業省に提出した申請書類に、資料の不足や不備等が見つかった場合には、事前相談を実施したN I T Eから申請書類の再提出依頼（メールによる連絡）が行われます。
- 申請担当者の方はメールの内容を確認いただき、修正資料をご準備ください。
- その後に経済産業省からe-Govマイページに送られてくる「申請案件に関する通知（補正通知）」が届いたら、補正された指示内容に従って修正した資料を再申請してください。（入力項目は初回申請時と同じです。）

The screenshot shows the e-Gov portal interface. The '通知' (Notifications) section is highlighted with a red dashed box, showing '1件' (1 item) under '申請案件に関する通知' (Notification regarding application cases). Below it, the '直近の案件' (Recent cases) table shows a case with status '審査中(補正待ち)' (Under review (awaiting correction)) and arrival number '1512020000020365'. A callout box explains that when a correction notification arrives, the number of notifications and the status of recent cases change to '審査中(補正待ち)'. Another callout box points to the arrival number in the table, stating that clicking on it or the number of notifications will allow confirmation of the correction details.

件名(U) 【NITE】経済産業省へのカルタヘナ法申請についてのご連絡 (20XXXX-01)

株式会社〇〇〇〇様
〇〇様

いつもお世話になっております。
NITE 生物多様性支援課の〇〇と申します。

令和〇年〇月〇〇日に貴社より経済産業省宛て申請をされた、カルタヘナ法第二種使用等拡散防止措置確認申請書について、申請書の記載内容に修正等が必要な点が見つかりましたので、ご連絡いたします。

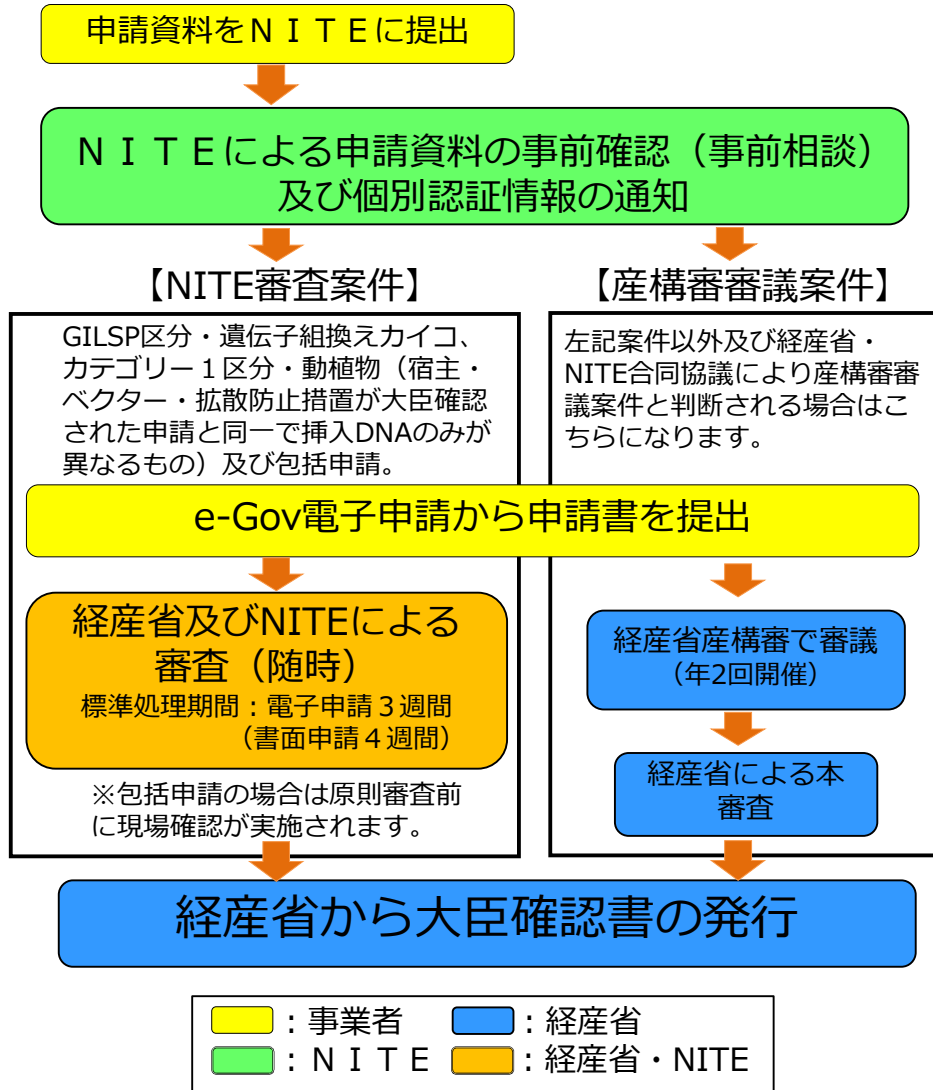
内容は以下の通りとなりますので、ご確認いただき、修正資料をご準備ください。

メール連絡の例

補正通知が届くと「申請案件に関する通知」に件数が表示されるとともに、直近の案件のステータスが「審査中（補正待ち）」になります

「件数表示」または「到達番号」をクリックすると補正内容の詳細が確認できます

審査の流れ



- 提出した申請書の内容に不備がないことが確認されたら、NITE及び経済産業省による審査が開始されます。
- e-Gov電子申請の仕様上、申請書を経済産業省で受理した時点で対象案件のステータスが「審査開始」となることがあります。このため、補正等により申請書の再提出が必要な場合は、実際の審査期間が標準処理期間（電子申請3週間、書面申請4週間）より長くなる場合があります。

大臣確認書の受領について

- 審査が終了すると経済産業省から「書面による通知発行のお知らせ」及び「大臣確認書発出のお知らせ」の通知があります。
- 書面による通知は従来通り書面が郵送されてきます。また、大臣確認書発出については、大臣確認書の電子媒体（pdfファイル）がe-Govマイページからダウンロードできますので、合わせて確認してください。
※電子版の大臣確認書発行日から組換え生物の使用を開始できます。
- 従来行われていたFAX等による受領確認は廃止となりました。
- 申請した遺伝子組換え生物（微生物）のGILSPリストへの掲載希望については、拡散防止措置の確認申請と同様に、e-Gov電子申請から行うことが可能です。手続等については経済産業省からのお知らせ等をご確認ください。

【経済産業省】

- 第二種使用等に係る大臣確認手順及びチェックリスト（お知らせ）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/cartagena/checklist_2_attach.pdf

その他・お問合せ先など

- このほか、ご不明な点がございましたら、お気軽にNITE生物多様性支援課（下記）へお問い合わせください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）
バイオテクノロジーセンター生物多様性支援課
カルタヘナ法担当窓口

E-mail: nite-cartagena@nite.go.jp （電話03-6674-4668）

NITEカルタヘナ法執行・支援webサイト

<https://www.nite.go.jp/nbrc/cartagena/index.html>

【お願い】

新型コロナウイルス感染の拡大防止対策として、弊機構は、全事業所に勤務する職員について、テレワークでの業務を励行しております。

このため、記載の電話番号でのお電話がつながりにくい場合等が生じることもございますので、可能な限りe-mailにてご連絡いただけますよう、何卒、ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。